## ①組織の設立

活動を実施する活動組織を設立します。

#### ② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画(原則5年間)を作成します。

#### ③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、市へ申請を行います。

- ○事業計画の申請書の提出は6月30日までです。
- ○申請の際は、以下の書類を提出します。
  - ・事業計画書
  - ・活動計画書
  - ·活動組織規約
  - ・工事に関する確認書(※1)
  - ·長寿命化整備計画書(※2)
    - (※1) 資源向上支払において、土地改良区等史以外の者が保有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。
    - (※2) 工事1件あたり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要となります。
- ●広域活動組織の場合は提出書類が異なります。詳しくは市へ問い合わせてください。

### ④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動 を実施します。

# 5 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をまとめ、報告書を作成して市に提出します。